

# 契約後 V E 審査委員会設置要領

## (目的)

第 1 条 契約後 V E 審査委員会（以下「委員会」という。）は、四日市港管理組合が発注する建設工事において、民間の技術開発を積極的に活用し建設コストの縮減を図るために、受注者から提出された技術提案を審査することを目的として設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は前条の目的を達成するために、契約後 V E 方式の工事について、建設業者より提案された施工方法等を、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について審査を行う。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、必要に応じて臨時委員を指名することができる。

## (構成員)

第 4 条 委員会の構成員は次のとおりとする。なお、必要に応じて学識経験者等のアドバイザーの意見を聞くことができる。

委員長	事業主管課	課長
副委員長	事業主管課	副課長
委員	関係技術職員	
委員	関係技術職員	

## (委員会の開催)

第 5 条 委員会の開催は委員長が必要と認めるときに召集するものとする。

## (事務担当)

第 6 条 委員会の事務局は事業主管課に置くものとする。

2 事務局は V E 提案書類の確認、審査委員会の開催準備、受注者に対する審査委員会での説明要請、受注者と監督員への提案採否の通知など必要な事項を行う。

附則 1. この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。